議案第51号

南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定に基づき実施する、八重瀬町との間の証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、同条第３項において準用する同法第252条の２第３項の規定により、議会の議決を求める。

令和３年12月７日提出

南風原町長　赤　嶺　正　之

（提案理由）

八重瀬町との証明書の交付等に係る事務の相互委託を廃止することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を必要とするため。

南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託に関する規約を廃止する規約

南風原町と八重瀬町との証明書の交付等に係る事務委託に関する規約は、廃止する。

附　則

この規約は、令和４年５月31日から施行する。